

令和3年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和3年3月22日(月) 午後1時00分～午後3時15分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 渡部 佳子

委員 豊田 雅之

委員 井上 美鈴

職員

教育部長 岩埜 伸二

教育部次長兼教育総務課長 中村 伸一

教育部参事兼学校教育課長 今井 克彦

学校給食課長 重城 秋子

生涯学習課長 鈴木 和代

文化課長 小高 幸男

まなび支援センター所長 前田健太郎

学校給食センター所長 高橋 和仁

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

中央公民館長 星野 隆弘

(会議事務局)

教育総務課課長補佐 古賀佳代子

教育総務課主任主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案1件、非公開報告4件)

5. 請 願

請願第1号 木更津市立小中学校における学区域に関する請願

6. 議 案

議案第5号 令和3年度重点目標・施策について

議案第6号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第7号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第8号 職務の級が6級以上の職員等の人事について

7. 報告事項

報告第4号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等)について

報告第5号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和2年度教育費3月補正予算案3月4日上程分)について

報告第 6 号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（令和 3 年度教育費当初補正予算案  
3 月 4 日上程分）について

報告第 7 号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任命の内申について

## 8. 議事大要

### ○高澤教育長

定刻となりましたので、令和 3 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましても、井上委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

本日は、教育委員会に対する請願をいただいておりますので、議案審査の前に請願に対する審議を行います。請願書につきましても、議案資料 2 ページに掲載されております。なお、請願者が本請願にかかる趣旨説明を希望されております。請願者が趣旨説明を行い、質疑を受けることについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員でありますので、請願者による趣旨説明を認めます。

<請願者 入室>

それでは、請願の趣旨について 5 分以内で説明をお願いいたします。

### ○請願者

5 か月ほど前に東京都日野市より移住してまいりました。子どもが 6 歳となりますので、小学校にあたる子どもの教育環境を考えて移住した経緯がございます。

請願についてですが、学区域のこととなります。千束台に土地を購入いたしましたが、その際の案内で、千束台の地区は小学校の学区が請西小学校となり、通学距離が 3. 2 km ほどとなることになりました。しかしながらすぐ傍には真舟小学校がございまして、距離も 3 0 0 m 程度ということです。

日野市でも就学案内をいただきましたが、最初の案件につきましても、どこの学校に通うかというものでございます。親が学校を選んで決めるというシステムになっております。日野市ではかなり古くからそういったシステムを取っております。隣の八王子市につきましても、私の父が通っておりました学校が陣馬山のふもとにございまして、小さい学校でしたのでもう廃校になっているかと思っておりましたが、近況を親族に聞いたところ、毎年十数人は子どもが通っていると聞きました。その学校については、八王子市中から子どもが集まっているからということです。保護者の考えで子どもを良い環境で学ばせたい、むしろ児童数が少ない場所で学ばせたいといった希望や、またいじめを受けた子どもの受け入れで、本当の地元の子どものごく少数しかいないと聞いております。木更津市が首都圏に入るのかは分かりませんが、首都圏で学区域がいまだある地域のほうが少ないのではないかと個人的には考えております。少なくとも私は初めて聞いた次第です。

また木更津市が発行しております、暮らしの便利帳を見させていただきました。こういった便利帳は自治体どこでも出しておりますが、基礎的な情報だけでなく、各市町村

の姿勢といった部分がにじみ出てくるものだと考えております。教育の部分を見させていただきますと、子育ての部分は色々なメニューが用意されておりますが、小学校以降になりますとちょっと雰囲気が変わると感じました。なお、その中に通学区域就学許可事由がございます。許可事由ですので、基本的にはダメだけれども12個のこういった理由があれば許可しますよということですね。12個のメニューを用意しているのは、木更津市としてかなり住民の意向を取り入れたいという姿勢の表れだと私個人は考えております。

まとめますと、この請願書にも書いておりますが、学区域を定めることについては子どもの人口増があった時代はともかく、減少傾向にある現在では学区域を定める必要性はほとんどないと考えております。木更津市の場合は非常に珍しく、真舟小学校の児童数が増えていることは承知しておりますが、これはあくまで例外でして、例外を基準にして学区域を定めるのではなく、例外は例外として学区域を撤廃した後、別枠で考えれば良いと思います。現在はパソコンも十分普及し、事務処理上で難しいということはないと考えております。

そういったことから、学区域の撤廃についてご検討いただければと思います。請願については以上です。

なお、この後の審議については現在のルール上、請願者は退出するという形になっていると聞いております。しかしながら、民主主義としては公平性・透明性を確保すべき、鉄則と考えます。ですので、結果をいただく際は、ぜひ本会議の議事録を添付いただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○高澤教育長

ありがとうございました。ただいま、請願者から請願の趣旨説明がありました。

引き続き、質疑応答に移らせていただきます。委員の皆様からご質問はございますでしょうか。

#### ○豊田委員

豊田と申します。学区を廃止している地域が東京都を中心にいくつかあるということは私も聞いたことがございます。学区廃止によつてのメリットも承知しているつもりです。しかしながら、学区があることによつてのメリットもあると思われまふ。例えばある学校に集中してしまう、ある学校は児童生徒が少なくなってしまうことが予想されまふ。そういった場合のバランスをどう取られるかについて、何かお考え等はありませんでしょうか。

#### ○請願者

バランスはとるものではなく、自然にそうなるものと考えております。例えば学校を選べるようになりますと、人気のある学校、ない学校が出てくる可能性はございます。それは学校間にいい競争を生むものだと思います。学校自身も地域の人から良く思われたいと新たな活動を始めるかもしれません。また、私の子どもは以前、いじめにあったことがございます。いじめで一番良い方法は子ども同士を引き離すことだと言われております。そうした際、学区域が自由であればごく自然なことと思われまふ。当時は世田谷区の学校でしたが、むしろ学校のほうから提案され転校いたしました。その際、学区

域が定まっていれば目立ちますが、定まっていなければごく自然だと考えられます。

若干話が逸れましたが、木更津市でも廃校になった学校があると聞いております。そういった学校についても、学区域が無ければむしろ小規模の学校に通わせたいという保護者がいらっしやると思います。そういった形でバランスが自然に取れるものと考えております。

#### ○豊田委員

もう一点お伺いします。私個人として、小中学校のPTA等に長く携わらせていただいております。その中で保護者生徒、学校、地域の三者でそれぞれ自分たちの地域を守っていき、良くしていこうと大変お世話になりました。学区が廃止されますと、そういった部分が薄れてしまうのではないかと懸念も持っているのですが。

#### ○請願者

私も世田谷区にて20年間、ミニバスケットのコーチとしてボランティアをさせていただきました。その中で、子ども一人ひとりの問題を先生と一緒に解決していくことが最も必要なことだと感じた次第です。そういった、子どもを社会で育ててくれるようなボランティアの方は、特に学区域がなくても来ていただけるのではと思います。どういう方々を想定しているのか、私と見解が異なっているかもしれませんが、色々な形で学校を助けていただける方は、町内会、自治会等ですとまた別の話となってまいります、学区域に関係ないのではと考えております。

#### ○高澤教育長

仮に学区域が撤廃された場合、保護者の方々はこういった視点で学校を選ばれるとお考えになりますか。

#### ○請願者

様々だと思います。大きいのは通学距離、通学路の危険性だと考えます。ただそれだけではなく、学校の評判等にも左右されると思います。例えばこの学校は成績のいい子どもが集まっているといったことですね。逆に不祥事等があった場合、翌年度は減るといったことは想定されます。

#### ○高澤教育長

ではこの学校は部活動に力を入れているのですとか、この学校は進学率が高そうだとか、そういったことということですね。

#### ○請願者

そういったことになります。

#### ○高澤教育長

冒頭の説明の際、市内に移住されて5か月あまりといったお話がございましたが、本市内の学校については小学校18校、中学校12校の計30校ございます。全体的な学校のバランス等についてはまだそれほどご存じではございませんでしょうか。

#### ○請願者

そうですね。個別の事情等についてはほとんど承知しておりません。

#### ○高澤教育長

他にご質問はありますでしょうか。

<質問なし>

ありがとうございました。それでは、引き続き審議をさせていただきまして、請願の採択・不採択については文書でお知らせさせていただきたいと思います。

<請願者 退室>

それでは、事務局から意見説明をお願いします。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

まず学区選択制について、全国的な状況を述べさせていただきます。全国的に東京・大阪等で学区の自由化を多くの自治体が導入しておりますが、その他の地域では学区制を取っている自治体がほとんどでございます。また千葉県におきましては松戸市が隣接区であり、徒歩での通学が可能な範囲において認める学校選択制を導入していることを確認しておりますが、その他の自治体では採用しておりません。

学区選択制のメリットといたしましては、通学距離の短さで選ぶことができる、また中学校においては好きな部活動がある学校に行ける、逆に評判の悪い学校の場合、通わなくても良いといった内容が挙げられます。しかしながら、本市におきましては通学距離の短さや中学校における部活動等、一定の理由を明確に示すことにより、これまでも区域外就学を認めていることから、あえて学区選択制を実施するメリットはないと考えております。

また、本市において既に実施している小規模特認校制度は、小規模校の児童生徒を増やすことを目的としており、すでに学区の壁を取り払っておりますことから、一部ではありますが学区選択制を導入する柔軟な対応をとっております。

一方、デメリットといたしまして、校舎の規模等により定員を定める必要があり、希望をしても抽選等でその学校に通えない可能性があること、地域との連携がとりづらくなるといったことがございます。本市が推進する家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を今後一層充実させるうえで、連携が取りづらくなるというデメリットは大きいと考えております。

以上のことから、学校がこれまで同様、地域の皆様から愛される場所であり続け、その中で子どもたちの健やかな成長を一層育んでいくためには、今後も学区制を継続させることが本市としては妥当だと考えております。

#### ○高澤教育長

ありがとうございました。請願者の趣旨説明、そして事務局の意見説明がありました。これを踏まえ、意見交換をしたいと思います。

#### ○井上委員

先ほど、いじめのお話があったかと思います。いじめがあったときに学区が取り払われていれば転校しやすいといった趣旨でしたが、今の木更津市の状況で実際にいじめがあり、転校することになった場合はどういった形になるのでしょうか。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

いじめについては重篤な問題となりますので、区域外就学というのは基本的には市内での転校、移動となるのですが、本人や保護者の方が希望すれば市外への移動も可能です。これは全国的に周知されております。ただ、市外になりますと教育委員会の管轄も

変わることとなります。例えば木更津市から他市に転校する場合、教育委員会同士の協議が必要です。ですが、いじめに関しては先ほども申し上げたように重篤な問題になりますので、許可されないということとはございません。

#### ○井上委員

お話にもありましたように、学区を撤廃することによるプラス面、逆に学区があることによるプラス面があり、それぞれをてんびんにかけて考えるものだと思いますが、学区がある場合のプラス面のほうが大きいという見解でしょうか。

#### ○高澤教育長

学区自由化というお話がありましたが、導入している自治体についても、完全なる自由化というものはあまりないように思います。例えば各校の定員を定めている等で、その定員をオーバーした場合は抽選をとっています。ですので、希望した学校に必ずしも行けるわけではないといったこともございます。

#### ○豊田委員

このお話について、私も調べてみたのですが、ある自治体で20年前に学区自由化を取り入れたものの、やはり近年、学区があることによるメリットが見直されてある程度の規制が必要だろうと考え直されたこともあるようですね。

#### ○井上委員

豊田委員から、地域との連携が薄まってしまうのではという懸念点があったかと思えます。請願者の方はあまりその点心配されておりましたが、どうなのでしょう。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

請願者が例に挙げた自治体は東京都世田谷区等、人の転入・転出が多い場所だと感じられます。一方で木更津市ですと、代々その土地に住んでおりある程度地域のコミュニティが出来ている場所が多くございます。そういった中で学区自由化を選択いたしますと、もちろん良い面もあると思いますが、地域性を考えればデメリットのほうが大きくなるのではと考えます。

#### ○井上委員

地域性を考えるとそぐわないのではないかとということですね。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

その通りです。千束台の話もございましたが、本市内で見ますとあの地域は最近できたものになります。よってコミュニティもまだ出来ていないと見ることもできますと思いますが、本市全体で考えた場合は自由化によるメリットがあまりないと考えられます。

#### ○豊田委員

学校支援ボランティア等でも、地域の方が孫を学校に送り出す、そのことによって通学するよその子どもたちも見守れるといった側面や、草刈り等のボランティアについても、子ども、孫がいるから手伝いに行くといった理由も聞きます。逆に地域の中学生が一人暮らしのおじいちゃんおばあちゃんが大変だからということで、通学と一緒にゴミ出しをするといった活動もございます。そういった持ちつ持たれつは地域と一体になってできることと感じております。

### ○渡部委員

私も先ほど事務局から説明のあった通り、原則は学区を設けて、一部の特例のみ認めるという形で木更津市は問題ないと考えております。

### ○高澤教育長

先ほども申し上げましたが、一口に学区自由化といっても完全なる自由の地域は少なく、定員があつたり、隣接する学区までは可能といった地域制限を設けたりしています。

### ○井上委員

趣旨説明の中でもございましたが、学区を撤廃することによって心理的なハードルが下がるといったメリットはあると思います。とはいえ先ほどからお話をいただいております、木更津市の特性等を考えるとなかなか難しいのかなとも思いますが。

### ○高澤教育長

また東京都との比較となってしまいますが、学校同士の距離がさほど遠くないといったことも、学区自由化にしやすい理由の一つだと思われまふ。本市の場合、かなり学校間の距離がある地域もございます。

### ○武井委員

確かに本市の場合、村の区分があつた場所などは地域に1校か2校ですね。

### ○高澤教育長

それからもう一点確認したいのですが、学区自由化といっても、適用されるのは基本的に小学一年生、中学一年生だと思ふのですが、いかがでしょうか。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

例に上げさせていただいた松戸市ですと、最初に選んだ学区で卒業までとなりますので、仰る通り途中の学年での区域変更は認められておりません。

### ○井上委員

通学はどうなるのでしょうか。保護者が送り迎えとなりますか。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

同じく松戸市の場合には徒歩で通える範囲という条件がついております。

### ○渡部委員

先ほど、学区自由化をすることによって心理的なハードルが低くなるといったご意見がありました。完全な自由化は個人的には難しいと考えておりますが、例えば上限を決める、隣接学区のみにする等で取り入れるようなことは検討されているのでしょうか。

### ○高澤教育長

現在は検討されておりません。

### ○井上委員

ただ、先ほどの件でいじめ問題等があつたときのハードルが低くなるかなと申し上げましたが、小学校一年生、中学校一年生でしか認められないのであれば、ハードル的にはさほど変わらないような気もしますね。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

いじめの場合については、もちろん転校はできますが、委員のご意見のとおり、学区自由化だとしても、普段からそれほど流動的に動いていないのであれば、あまり変わら

ないといったこともあるかと思えます。

#### ○高澤教育長

本市は基本的には学区制であるものの、一定の理由があれば区域外通学も認めておりますし、いじめ問題といった場合にはもちろん転校等の対応をしております。また本市で現在、様々な理由で区域外通学をしている児童生徒についてはかなりいると思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

ここ2～3年は毎年、700人から800人程度の推移となっております。本市全体の児童生徒数がおよそ1万人と考えますと、7%から8%前後というところですよ。

#### ○井上委員

そんなにいらっしゃるのであれば、区域外通学といっても全然目立たないですね。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

請願者も触れておりましたが、区域外就学ができる12の理由に当てはまる方はかなり多いので、基本的に申請をいただいた場合にダメですということは少ないですよ。

#### ○高澤教育長

例を挙げますと、木更津第一中学校は柔道部があります。柔道部がある中学校は市内なかなかありませんので、区域外就学をしている生徒がいます。心理的なハードルということもございましたが、学区があるからといってそれほど高くないのではと思います。また、児童生徒数が少ない学校については小規模特認校として現在、6校は市内どこからでも通学できるようにしております。

#### ○井上委員

そこまで気軽な形なのであれば、学区があるからといっても現状のままで問題ないように思います。

#### ○高澤教育長

まとめますと、事務局からの意見といたしましては現状、すでに区域外就学をしている子どもが多くいること、小規模特認校制度も取り入れていること、その他いじめ等の特別な理由がある場合は個別に対応していることから、全てを自由にしなくてもそういった取り組みをしているとのことですよ。また、地域の学校支援ボランティアの方等、地域で子どもを見守り、また子どもに戻ってきてもらいたいという活動もございます。そういったことを考えますと、現状で十分取り組んでいるのではないかという意見でございます。

#### ○武井委員

請願者の話の中で、真舟小学校まで300m程度との話がありました。これについてですが、真舟小学校の区域はおおよそ半径何mくらいなのでしょうか。

#### ○岩埜教育部長

半径となると難しいですが、一番遠い区域ですとおそらく3km前後だと思われま。

#### ○武井委員

そうなる区域としては楕円形なり、いびつな形となりますね。



### ○高澤教育長

通学にかかる距離は、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項にて、適正な学校規模の条件として小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内となっております。その基準で申し上げますと、3.2kmの距離は遠いかもかもしれませんが、基準内ではございます。

### ○井上委員

今の段階では学区制で行き、今後、もっと子どもが減ってきた場合に考え直すといったことはあるのでしょうか。

### ○高澤教育長

数年から10年に一度程度ですが、本市でも通学区域にかかる審議会というものを持っております。

### ○井上委員

では、また改めて考える機会はあるということですね。

### ○高澤教育長

ただ、子どもが少なくなってしまったので通学区域を見直すという審議会はここしばらく持っておりません。今後は少なくなった場合に統合という選択肢になると思われま

す。  
ほかにご意見等はございませんでしょうか。

＜意見なし＞

質問やご意見等がないようですので、採決に移ります。

請願第1号「木更津市立小中学校における学区域に関する請願」につきまして、本請願に賛成の方、挙手をお願いします。

＜挙手なし＞

それでは、本請願については不採択とし、請願者に文書で通知することといたします。また、議事録についても添付してお返しするものといたします。

続きまして、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第5号「令和3年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○中村教育部次長

議案第5号「令和3年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、令和3年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました表紙に「令和3年度重点目標・施策」と記載のございます資料の1ページをご覧ください。この重点目標・施策につきましては、毎年度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定しているものでございます。令和3年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につきましては、平成31年3月に策定いたしました「第2期木更津市教育振興基本計画」及び「木更津市第2次教育大綱」を基本として、本市の基本構想及び第2次基本計画に掲げる「子

どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。1ページ戻っていただきまして目次をご覧ください。各施策の内容についてでございますが、第2期教育振興基本計画と同様、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの振興、市民文化の充実、人権擁護の推進の7つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞれの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料2ページ以降となります。

内容につきましては先般の2月定例教育委員会会議にて素案をお示しし、委員皆様のご意見等を伺ったところでございます。ご意見のありました、SDGsに関連する取り組みの追記や、20ページ以降に記載しております具体的な成果指標につきまして修正等を行い、本日最終案としてご提案させていただきました。なお、前回お示ししたものから修正した部分につきましては下線を引いておりますのでご確認ください。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○武井委員

SDGsに関する取り組みの記載ですが、11ページに最初に記載が出てくると思います。しかしながら、14ページの記載でSDGsに関しての注釈「国連持続可能な開発目標」の記述がございます。一般的には前のページに注釈を記載するのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○中村教育部次長

ご指摘ありがとうございます。お話いただいた形で修正し公表させていただきます。

#### ○井上委員

4ページの(3)健康・体育・安全指導の充実ですが、児童生徒の喫煙・受動喫煙や薬物乱用等に対する取り組みは①に当てはまるといった解釈になるのでしょうか。

#### ○今井教育部参事兼学校教育課長

実際の事業についてはもちろん行っておりますが、取り組みとして掲載するかどうかについては検討させていただきます。

#### ○豊田委員

2ページ、子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブと放課後子供教室の積極的な連携を検討するといった内容が記載されております。具体的に何かご協力できる部分等があれば教えていただきたいのですが。

#### ○鈴木生涯学習課長

こちらに記載しております連携につきましては、文部科学省より両事業の一体化を今後促進していくように通知されているものでございます。実際に木更津市の場合は清見台小で実施しているところでございますが、一体化するためには同じ敷地内に作らなければいけない等の制約があり、現状ではそれ以外に進めてはいない状況です。

### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

それでは、私のほうから1点お伺いします。今回の計画については、新型コロナウイルスに関連する記述等は入れなくて良いでしょうか。入れるとすれば、例えば学校であれば4ページ、(3)健康・体育・安全指導の充実の⑥にちょうど熱中症に関する記述がありますので、⑦を追加するといったことが考えられると思いますが。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

コロナに関する学校対応ガイドライン等も内々には策定しております。そういったものに沿った形で検討してまいります。

### ○岩埜教育部長

他施設でもそれぞれガイドラインを持っておりますので、そちらについても検討いたします。

### ○高澤教育長

他にご意見がなければ、採決に移ります。議案第5号「令和3年度重点目標・施策について」につきまして、原案にただいまご意見等のあった内容を加えた形で公表することについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○中村教育部次長

議案第6号「木更津市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案資料4ページをご覧ください。本議案は、木更津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

5ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は18名ですが、現在選考中の候補者を除き16名を記載しております。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

次に6ページの参考資料をご覧ください。選考中を除く候補者16名のうち、再任が12名、新規が4名でございます。また各候補者の所属等につきましては、記載のとおりでございます。なお、No.1の木更津市小中学校長会、No.10の木更津市立公民館運営審議会の推薦による委員候補者につきましては、現在各種団体等におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第6号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○中村教育部次長

議案第7号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料7ページをご覧ください。本議案は、木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

8ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は20名ですが、現在選考中の候補者を除き19名を記載しております。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

次に9ページの参考資料をご覧ください。選考中を除く候補者19名のうち、再任が9名、新規が10名でございます。また各候補者の所属等につきましては、記載のとおりでございます。なお、No.1の木更津市小中学校長会の推薦による委員候補者につきましては、現在団体におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ほかにご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・学校教育課長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供し

ます。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○中村教育部次長

議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、先日の3月臨時教育委員会会議にて審議しておりませんでした、令和3年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事の人事を行うことについて木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1)令和3年3月31日付け退職者が1名、(2)令和3年4月1日付け採用者が1名、(3)異動者が2名でございます。次に、2の指導主事でございますが、(1)令和3年3月31日付けの退職が5名、(2)令和3年4月1日付けの任命が5名でございます。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○武井委員

市の役職として、主幹、主査等がありますが、市内部としてはどういった段階になっているのでしょうか。

#### ○岩埜教育部長

市内部の級数としては、1級から8級までございます。主幹は6級となり、課長職と同等となります。副主幹が5級、課長補佐と同等です。主査は4級で、係長と同等となります。

#### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<全職員 入室>

続きまして、報告事項に移ります。

報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等）について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○中村教育部次長

報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料10ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則

第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。3月市議会定例会に提案する、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、13ページのとおり令和3年2月17日付で市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、12ページにございますとおり2月22日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。14ページから19ページまでがそれぞれの改正条例案となります。今回の改正につきましては、いずれも職員の地域手当に関するものでございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により歳入として市税の大幅な減収が見込まれること、一方で歳出では感染症対策費、社会保障関係費等の支出が増えることから、依然として厳しい財政状況にございます。このことから、職員の地域手当の支給割合を現在の100分の5から、当分の間、100分の3にしようとするものでございます。なお各条例案ですが、14ページにつきましては一般職員の改正、16ページにつきましては常勤特別職の職員の改正、18ページにつきましては会計年度任用職員の改正となります。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。

それでは報告第5号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費3月補正予算案3月4日上程分）について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○中村教育部次長

報告第5号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費3月補正予算案3月4日上程分）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料20ページをご覧ください。この報告は木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和2年度3月補正予算案（3月4日上程分）につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、25ページのとおり令和3年2月25日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、22ページにございますとおり3月1日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る3月補正予算案（追加分）の概要につきまして、ご説明申し

上げます。23ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに歳入といたしまして補正前予算額（予算現額）13億292万4千円であったところ、1,680万円を増額し、総額13億1,972万4千円にしようとするものでございます。続きまして、24ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額（予算現額）46億4,078万2千円であったところ、50款 教育費を3,360万円増額し、総額を46億7,438万2千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。26ページから28ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず歳出をご説明させていただき、その中で関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

28ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄2. 学校保健特別対策事業費2,120万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う必要経費を計上するものでございますが、この度、国の第3次補正予算案にて、さらに清掃委託、消耗品の購入等、また新しい様式に対応した学習指導についての研修会等を行うための経費が承認されたところでございます。本市としましてもこの第3次補正予算にあわせ、小学校運営にかかる各種経費を増額するものでございます。同じく、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄2. 学校保健特別対策事業費1,240万円につきましても、各中学校の新型コロナ対策費として増額するものでございます。

恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして27ページをお願いいたします。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金、5節 小学校費補助金、及び、10節 中学校費補助金の説明欄1. 学校保健特別対策事業費補助金1,060万円及び620万円の増額が、学校保健特別対策事業の実施における国庫補助金の内定額に伴う歳入補正予算でございます。

あわせまして26ページをご覧ください。学校保健特別対策事業につきましては、追加予算を計上させていただいたところですが、実際の事業については年度内の実施が難しいと考えられることから、繰越明許費として令和3年度へ繰り越し、事業実施を進めようとするものでございます。またその他の事業につきましては、事業費の変更はないものの、市全体として受け入れております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が一部追加で割り当てられた事業となります。なお本議案につきましては、3月市議会定例会に追加で上程されておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

## ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。

続きまして報告第6号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和3年度教育費当初補正予算案3月4日上程分）について」事務局から説明をお願いいたします。

## ○中村教育部次長

報告第6号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和3年度教育費当初補正予算案3月4日上程分）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料30ページをご覧ください。この報告は木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和3年度当初補正予算案（3月4日上程分）につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、33ページのとおり令和3年2月25日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、31ページにございますとおり3月1日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る当初補正予算案の概要につきましてご説明申し上げます。32ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては歳出といたしまして、補正前予算額（予算現額）42億8,591万4千円であったところ、50款 教育費を1億1,791万3千円増額し、総額を44億382万7千円にしようとするものでございます。

それでは、人件費を除く補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。34ページから35ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。34ページをご覧ください。10項 小学校費、10目 教育振興費、説明欄2. コンピュータ教育事業費（1）小学校コンピュータ教育事業費1,310万9千円につきましては、当初、GIGAスクール構想の推進に伴い、大型モニターを長期リースするために計上していたものでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、電子黒板の購入に変更しようとする事により、リース分を減額するものでございます。あわせて、（2）小学校GIGAスクール通信機器整備事業費1億944万円につきましては、先ほどご説明いたしました電子黒板の購入費として増額するものでございます。また同じく、15項 中学校費、10目 教育振興費、説明欄2. コンピュータ教育事業費（1）中学校コンピュータ教育事業費596万9千円の減額、及び（2）中学校GIGAスクール通信機器整備事業費4,860万円の増額につきましても、大型モニターの長期リースから電子黒板への購入に切り替えるために減額及び増額するものでございます。なお本議案につきましても、3月市議会定例会に追加で上程されておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

#### ○渡部委員

大型モニターから電子黒板に代わった理由は何でしょうか。

#### ○前田まなび支援センター所長

大型モニターは元々、先生のパソコンに映ったものを提示するための、あくまでモニターといった扱いになります。電子黒板はそれ自体が大型のスマートフォンのようなも



のであり、電子黒板単体でインターネットにも繋がりますし、子どもたちの授業成果物についても先生のパソコンを通さずに直接表示ができます。さらに、先生が黒板に書くようにモニターに直接板書ができるといったこともあり、かなり性能差がございます。

当初は予算の関係で大型モニターを検討しておりましたが、補助金の活用ができるようになったことから、より長期的な教育効果が期待できる電子黒板に変更したのになります。なお、市内小中学校の全普通教室、特別支援学級も含め、入れる方向で進めさせていただきます。

#### ○井上委員

1台いくら程度になるのでしょうか。

#### ○中村教育部次長

今回、補正した予算上では1台35万円程度で試算しております。

#### ○井上委員

では、それを長く使っていくということですね。

#### ○前田まなび支援センター所長

耐用年数についてですが、先ほど申し上げたように、電子黒板は大型のスマートフォンといった形になります。そういたしますと、5年程度でより新しい機種が発表されることが想定されます。使用には問題ないと思われそうですが、その時の他機種との性能等を考えると、5～7年程度でまた考えなければならぬと思われそうです。

#### ○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、続きまして報告第7号ですが、本件につきまして、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・学校教育課長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、報告第7号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○中村教育部次長

報告第7号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その3の1ページをご覧ください。この報告は校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、2ページのとおり令和3年3月19日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

3ページをご覧ください。はじめに、1の教育委員会に関する項目でございしますが、退職者が5名、採用者が5名でございします。次に、2が校長に関する項目でございします。退職者が9名、採用者が3名、市内小中学校間での配置換えが12名でございします。続きまして4ページ、3の副校長に関する項目でございしますが、こちらは、配置換えが1名でございします。4の教頭に関する項目でございしますが、こちらは、転出者が1名、採用者が5名、市内小中学校間での配置換えが8名でございします。また各項目の表中、星印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

<全職員 入室>

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

### 【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和3年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：中村教育部次長

- ・令和4年木更津市成人式実施方針（案）について

説明：鈴木生涯学習課長

- ・国重要文化財「千葉県金鈴塚古墳出土品」箱式石棺の石材加工痕跡の新発見について

説明：小高文化課長

- ・寄附採納及び寄附採納式について

説明：小高文化課長

### ○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

<意見なし>

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

### ○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月20日（火）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

### ○高澤教育長

以上をもちまして、令和3年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

また最後に、私事になりますが、この3月31日をもって教育長の職を退任させていただきたいと考えております。明日、3月23日の議会最終日にて新教育長の人事案件が上程される予定となっております。議員の皆様からのご賛同いただければ、来年4月から新教育長での体制となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。2期6年間大変お世話になりました。まだ懸案事項も残っておりますし、実施すべきことも多くございます。新型コロナウイルスが無ければ、色々な課題や、また社会もどんどん変わっておりますので、学習会等もできればと考えていたのですが、なかなか機会を頂けず過ぎてしまいました。そのような中、教育委員の皆様には多くの点でご支援をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。最後になりますが、御礼を申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。

會議録署名人 教 育 長  
委 員